

令和6年9月27日

今秋開催される「森の芸術祭 晴れの国・岡山」期間中の タクシーによる営業区域外旅客運送を認めました

～営業区域外旅客運送を認めた事例は、中国地方“初”となります～

令和6年9月28日から11月24日にかけて、岡山県において「森の芸術祭 晴れの国・岡山」が開催されます。このイベントは、岡山県北部を中心とする12市町村に、国内外のアーティストの作品展示会場を5か所設置し、既存の地域の観光資源を最大限活用するなど、滞在・周遊型の観光振興を目的としたイベントです。

作品展示会場の一つに、岡山県勝田郡奈義町の「奈義町現代美術館」がありますが、町内にはタクシー事業者の営業所がなく、他町にある「勝田郡」の営業区域を有するタクシー事業者2社では、本イベントによる一時的な移動需要の増加に対応できないことが予想されます。

こうした状況を踏まえ、隣接する津山市内に営業所を有するタクシー事業者による応援体制を確保するため、下記のとおり、道路運送法第20条第2号に基づくタクシーによる営業区域外旅客運送を認めましたのでお知らせします。

国土交通省では現在、国土交通省「交通空白」解消本部（本部長：国土交通大臣）を設置し、自治体・交通事業者とともに、「交通空白」の解消に向けた取組を進めています。

中国運輸局においても、タクシー、乗合タクシー、日本版ライドシェアや公共ライドシェア等を地域住民が利用できる状態を目指し、引き続き、自治体・交通事業者とともに、「交通空白」の解消に向けた取組を進めてまいります。

記

1. 営業区域外旅客運送を認めた日：令和6年9月27日
2. 営業区域外旅客運送を認めた者：中国運輸局長
3. 営業区域外旅客運送を行う期間、区域、タクシー事業者：別紙のとおり

【問合せ先】

中国運輸局自動車交通部旅客第二課 小林
電話：082-228-3450
岡山運輸支局輸送・監査担当 宮地・松野
電話：086-286-8122

道路運送法第20条第2号による営業区域外旅客運送を認めた事業者名等の一覧

営業区域 ※1	事業者名 ()は実施営業所名	期間
勝田郡 ※2 (奈義町に限る)	両備ホールディングス株式会社(津山)	令和6年9月28日(土) ~ 令和6年11月24日(日)
	鏡野観光有限会社(院庄)	
	有限会社立石タクシー(本社)	
	有本観光バス株式会社(津山)	
	平和タクシー津山株式会社(本社)	
	株式会社加茂タクシー(本社)	

※1 営業区域とは

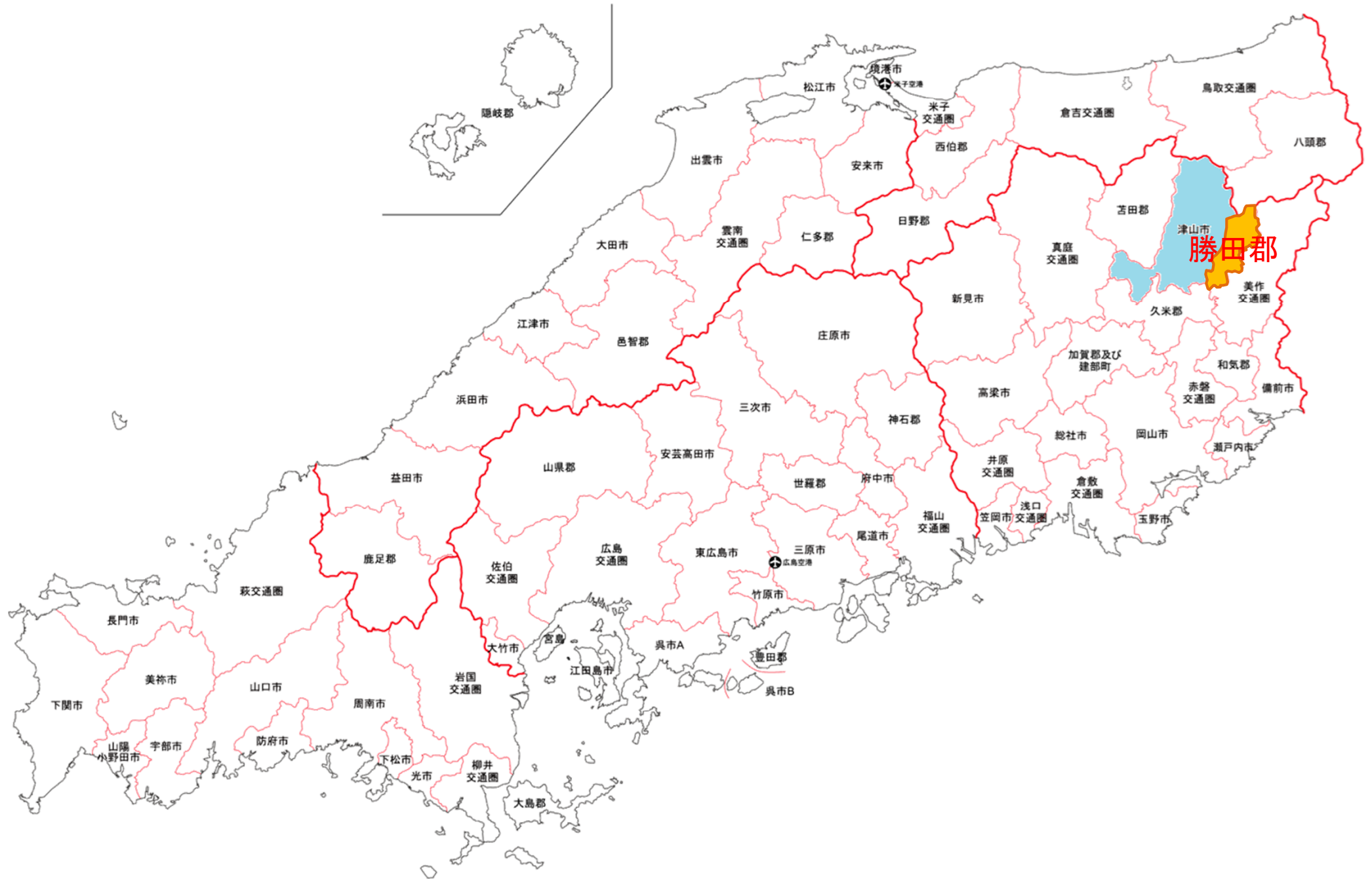
適切な運行管理等による安全確保の観点から、旅客流動の実態等を踏まえ、中国運輸局長が設定をしている区域です。

タクシー事業においては、原則、発地又は着地が営業区域内に存する旅客の運送をすることが求められています。

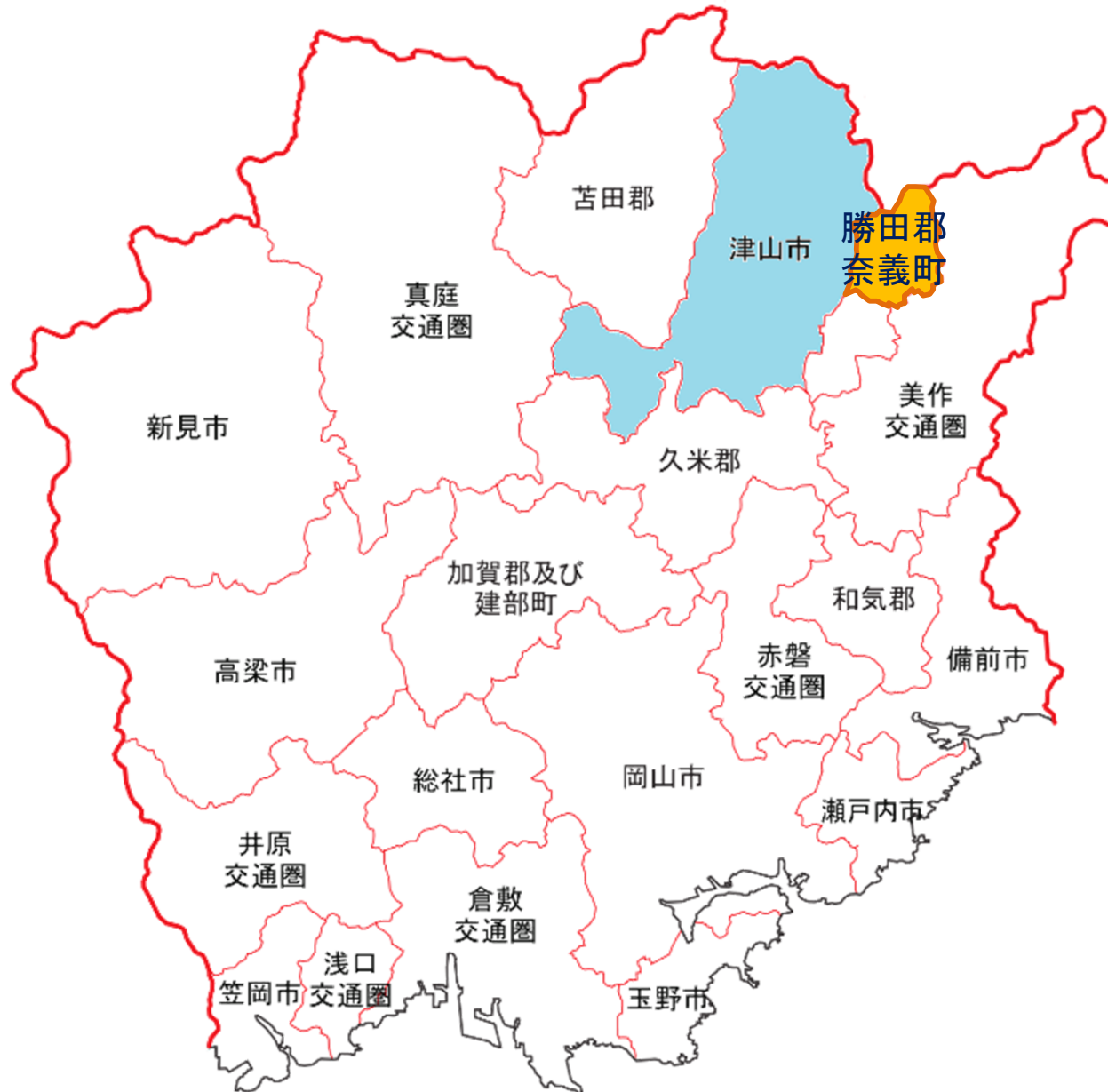
※2 勝田郡とは

勝田郡勝央町及び奈義町を指します。

中国地方の法人タクシー営業区域



中国地方の法人タクシー営業区域



参照条文（営業区域外旅客運送関係）

●道路運送法

（禁止行為）

第二十条 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送(路線を定めて行うものを除く。第二号において「営業区域外旅客運送」という。)をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 災害の場合その他緊急を要するとき。
- 二 地域の旅客輸送需要に応じた運送サービスの提供を確保することが困難な場合として国土交通省令で定める場合において、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間において当該地域における旅客輸送を確保するため営業区域外旅客運送が必要であることについて協議が調った場合であつて、輸送の安全又は旅客の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認めるとき。

●道路運送法施行規則

（営業区域外旅客運送の禁止の特例）

第十八条の二 法第二十条第二号の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において、当該地域の一部又は全部を営業区域とする一般旅客自動車運送事業者による輸送が困難な場合
- 二 一時的な輸送需要量の増加が見込まれる地域において、当該地域の一部又は全部を営業区域とする一般旅客自動車運送事業者による供給輸送力では当該増加に対応することが困難な場合**

（法第二十条第二号の関係者）

第十八条の三 法第二十条第二号の国土交通省令で定める関係者は、地域公共交通会議又は協議会の構成員とする。

●地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について

〔別紙〕地域公共交通会議及び運営協議会の設置並びに運営に関するガイドライン

3. 協議を行うに当たっての具体的指針

（4）一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域の見直し等に関する事項

既存の輸送資源を活用した地域の持続可能な交通ネットワークの構築の観点から、地方公共団体の発意により、一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域の見直し等を協議事項とすることができる。なお、法第20条第2号の協議を行う場合には、次の事項について協議するものとする。

- ① 営業区域外旅客運送の必要性
- ② 営業区域外旅客運送の対象となる地域
- ③ 営業区域外旅客運送を行う事業者
- ④ 営業区域外旅客運送を行う期間
- ⑤ その他必要な事項